

## 徳島市上下水道局特定建設工事等共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市上下水道局の発注する特定建設工事等共同企業体(特定の工事の受注を目的として結成される共同企業体をいう。以下「企業体」という。)に関する事務処理についての基本的事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 企業体を入札に参加させることができる工事は、大規模工事であって、技術的難易度の高い建設工事(大規模土木構造物、大規模建築、大規模設備(プラント設備を除く。))等であって、工事規模、性格等に照らし企業体で施工することによって、確実かつ円滑な施工が確保できる工事をいう。

(企業体の結成方式)

第3条 企業体は、あらかじめ契約担当者(徳島市上下水道事業管理者またはその委任を受けた者をいう。以下同じ。)が示した要件を満たした有資格者が任意に結成するものとする。

(構成員数)

第4条 企業体の構成員数は、原則として2又は3業者とする。ただし、工事規模、難易度等により5業者以内とすることができる。

(構成員の資格)

第5条 構成員は次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも5年以上あること。
- (2) 当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。
- (4) 当該工事に対応する許可業種につき、原則として徳島市の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱により作成された有資格者名簿のAランクの者であること。ただし、当該工事について、十分な施工能力があると判断される場合は等級に関係なく構成員とすることができる。

(構成員の組み合わせ)

第6条 工事種別、金額に対応する組み合わせは、原則として別表のとおりとする。ただし、工事規模、難易度等により変更することができる。

- 2 市内業者と市内業者との組み合わせの場合においては、地域性等特殊事情も配慮するものとする。
- 3 市外業者と市内業者との組み合わせの場合においては、市内業者の技術力、施工能力等の向上にも配慮するものとする。

(構成員の出資比率)

第7条 構成員の出資比率の割合については、構成員のうちの最低の比率の者が、次表の左欄に掲げる区分に従い右欄に掲げる率以上になるものとする。

| 構成員数 | 最小限度基準 |
|------|--------|
| 2    | 30%    |
| 3    | 20%    |
| 4    | 15%    |
| 5    | 10%    |

(代表者の選定方法等)

第8条 企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため、中心的役割を担う必要があるため、構成員のうち、施工能力の一番大きい者又は上位等級の者とし、その者の出資比率は、構成員中最大になるものとする。

(資格審査の申請)

第9条 企業体は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して資格審査を申請しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書
- (2) 使用印鑑届
- (3) 共同企業体経営規模等総括表
- (4) 構成員一覧表
- (5) 経営事項審査申請書
- (6) その他指定された書類

(資格審査及び格付けの決定)

第10条 契約担当者は、前条の規定による申請があったときは、企業体の構成員全員について適格性を審査し、審査要綱の規定により格付けを決定するものとする。ただし、審査要綱の規定により格付けを行うことが適切でない認められるときは、他の方法によることができる。

(企業体の有効期間)

第11条 企業体の有効期間は、特別な理由のある場合を除いて、当該工事が完了し、企業体の精算が終了するまでとする。

(変更の届出)

第12条 企業体は、競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に変更があったときは、速やかに変更の届出をしなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

| 区分                | 土木・建築工事           | 電気・管・空調工事        | その他専門工事 |
|-------------------|-------------------|------------------|---------|
| 市内業者の JV          | 2 億円以上<br>20 億円未満 | 1 億円以上<br>5 億円未満 |         |
| 市内業者と<br>市外業者の JV | 20 億円以上           | 5 億円以上           | 2 億円以上  |

(注) 金額は、予定価格をいう。